

## 社会福祉事業の経営者による 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（抄）

### 1 苦情解決の仕組みの目的

- ・ 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する。
- ・ 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る。

### 2 苦情解決体制

#### (1) 苦情解決責任者

施設長、理事等を苦情解決責任者とする。

#### (2) 苦情受付担当者

- ・ サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。
- ・ 苦情受付担当者は以下の職務を行う。
  - ア 利用者からの苦情の受付
  - イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
  - ウ 受付けた苦情及びその改善状況等を、苦情解決責任者及び第三者委員へ報告する。

#### (3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置（委嘱）する。

- ・ 設置形態
  - ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。
  - イ 苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。
- ・ 第三者委員の要件
  - ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
  - イ 世間からの信頼性を有する者であること。

（例示）

評議員（理事は除く）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

- ・ 人数  
第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。
- ・ 選任方法  
第三者委員は、経営者の責任において選任する。  
(例示)
  - ・ 理事会で選考し、理事長が任命する。
  - ・ 選任の際には、評議員会への諮問や利用者等からも意見聴取する。
- ・ 職務
  - ア 苦情受付担当者から、苦情内容の報告聴取
  - イ 苦情内容の報告を受けた旨を、苦情申出人へ通知する。
  - ウ 利用者からの苦情を直接受け付け、助言する。
  - エ 事業者への助言
  - オ 苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いの場に立ち会い、助言する。
  - カ 苦情解決責任者から苦情事案の改善状況等の報告聴取
- ・ 報酬  
中立性の確保のため、実費弁償を除き、できる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。  
なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。

### 3 苦情解決の手順

#### (1) 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

#### (2) 苦情の受付

- ・ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。  
なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。
- ・ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、苦情申出人に確認する。
  - ア 苦情の内容
  - イ 苦情申出人の希望等
  - ウ 第三者委員への報告の要否
  - エ 苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いの場に、第三者委員の立ち会いや助言の要否

- ・ ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(3) 苦情受付の報告・確認

- ・ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情（投書などの匿名の場合を含む。）をすべて苦情解決責任者および第三者委員に報告する。  
ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。
- ・ 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(4) 苦情解決に向けての話し合い

- ・ 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。  
その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
- ・ 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
  - ア 第三者委員による苦情内容の確認
  - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
  - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

(5) 苦情解決の記録、報告

- 苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。
- これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。
- ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決および改善までの経過と結果について書面に記録をする。
  - イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
  - ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(6) 解決結果の公表

- 利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、公表する。